

## 吉川市子育て世帯訪問支援事業委託事業者募集要項

### 1 業務名称

吉川市子育て世帯訪問支援事業業務委託

### 2 募集の目的

家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦若しくはヤングケアラー等がある家庭に対し、訪問支援員を派遣し、必要な支援を行うことを目的とする。

### 3 業務の仕様

別紙「吉川市子育て世帯訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

### 4 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

#### (1) 次のいずれかに該当する事業者

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（訪問系サービスに限る。）を受けている事業者

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定を受けている事業者

ウ 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始から1年以上の当該派遣実績がある事業者

#### (2) 令和7・8年度吉川市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者

#### (3) 業務内容に対応できる訪問支援員を有するなど、本事業の適切な運営が確保できる事業者

## 6 委託料

委託料は、単価契約（実績払い）とし、下記の経費とする。なお、利用者の負担額が生じる場合は、その額を差し引いた金額とする（第二種社会福祉事業に該当するため、消費税及び地方消費税は非課税）。

### (1) 訪問支援費

1時間あたり 3,140円

### (2) 交通費等

1回あたり 1,860円

### (3) 会議等出席費

1回あたり 2,000円

### (4) 事務費・管理費

1世帯あたり 月額 4,700円（ただし、月に1件以上の利用がある月のみ）

### (5) キャンセル料

ア 利用者から訪問支援員へ訪問支援実施日の前日午後5時までに、キャンセルの連絡がなく、訪問支援員が利用者宅を訪問する前にキャンセルが確認できた場合

1回あたり 3,140円×利用予定時間

イ 利用者宅を訪問したにも関わらず業務を履行することができなかった場合

1回あたり 3,140円×利用予定時間+1,860円

## 7 提出書類

本事業に応募する者は、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 吉川市子育て世帯訪問支援事業実施事業者申請書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 事業者概要（様式第3号）

(4) 指定書の写し

※「5 応募資格」(1) ア・イに該当する事業者のみ

(5) 子育て世帯に対する居宅訪問型の家事支援又は育児支援の事業実績があり、事業開始から1年以上の当該派遣実績があることがわかる書類

※「5 応募資格」(1) ウに該当する事業者のみ

## 8 審査結果等

提出書類に基づき審査し、結果については書面にて通知する。また、審査に合格した事業者については、契約関係書類を別途郵送し、速やかに委託契約を締結するものとする。

## 9 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、契約締結までの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、その者とは契約を締結しない。

- (1) 応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに書類が提出されない場合
- (3) 提出書類に不備があった場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) 著しく信義に反する行為があった場合
- (6) 契約を履行することが困難と認められる場合
- (7) 応募に際して不正行為があった場合

## 10 その他

- (1) 提出書類は、審査結果にかかわらず返却しない。
- (2) 提出書類の作成等応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。